

「原野商法」再燃！「土地を買い取ります」などの勧誘に要注意

「原野商法」とは、値上がりの見込みがほとんどないような山林や原野について、実際にはないにもかかわらず「開発計画がある」

「もうすぐ道路ができる」などとうそその説明をしたり、「将来確実に値上がりする」などと勧誘して販売する商法です。1970年から1980年代にかけて被害が多発しました。

この「原野商法」の二次被害が、近年増加しています。特に、かつて原野商法の被害に遭った方が、「あなたの持っている土地を買い取ります」などといった勧誘をきっかけに巧妙な手口で売却額より高い新たな山林や原野を購入させられる二次被害が目立っています。しかも1件あたりの支払額が高額化し、被害はより深刻になっています。



【主な事例】

1. 以前に原野商法に遭い購入してしまった山林を、買い取ってくれると勧誘されたので話を聞いた。その際に、節税対策と言われよく分からないまま業者にお金を支払ったが、実際は原野の購入と売却の契約をしていた。
2. 山林を購入したい人がいると説明され、調査と整地の費用を請求されるまま支払ったが、結局売ることではできなかった。
3. 覚えのない管理業者から別荘地の管理費20年分を支払えとの通知が届いた。

原野商法に巻き込まれないためには？

「原野商法の二次被害」トラブルでは、契約後は業者と連絡がつかなくなることがほとんどであり、一度お金を支払ってしまうと、そのお金を取り戻すことは非常に困難です。不用意に話を聞いてしまうと、さらなるトラブルに遭ってしまう恐れがありますので、「土地を買い取る」といった勧誘には、耳を貸さずきっぱりと断りましょう。

そもそも、購入した「原野」はこれまで値上がりもせず、開発することもできなかった土地です。「値上がりする」「買いたい人がいる」といったうまい話ほど、その場で判断せず家族など周囲の人に相談することが大事です。

業者の説明に少しでも不審な点があったり、不安を感じるがあったりした場合は、決断してすぐにお金を支払わず、お近くの消費生活センターに相談しましょう。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）
月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時

直通電話 0479-62-8019 ※市内の固定電話からは局番なし **188** イヤヤでOK